

質疑回答書

令和元年11月28日

件名 伊賀市窓口業務等委託

質 疑（原文を記載しております）	回 答
<p>1 仕様書 第2章 委託対象業務 「告示37号等の指針を遵守するため、業務遂行をする上で必要となる基本的な知識に関する本市への問い合わせは認めないものとする。」と記述がございますが、貴市として業務遂行をする上で必要となる基本的な知識とはどのレベルを想定されていますでしょうか。</p>	<p>1 法令、通達等に照らして処理の基準が明白な業務、すなわち市の判断を要しない「事実上の行為」が委託範囲となりますが、その中でも基本的な知識とはいわゆる法令、通達を理解し、遵守した上で業務遂行できる知識となります。</p>
<p>2 仕様書 第2章 委託対象業務 「業務遂行に際しては、関係法令及びあらかじめ本市と協議した処理判断基準等に基づき処理するものとする。」と記述がございますが、この判断基準等の協議はサービスイン前までに協議が完了していなければならないという想定でしょうか。 また、判断基準が要するものは、受託者側が法令・通達からでは業務遂行の可否又は遂行方法を判断できない事象と想定しておりますが、貴市として判断基準が要するものとはどのような事象を想定されていますでしょうか。</p>	<p>2 「判断基準書」は、業務遂行、サービス向上のために用いるものであり、サービスインまでに業務ごとの協議を行い取り決める必要があります。「事実行為」と「判断行為」すなわち、委託業者が行う業務の範囲、市が行う業務の範囲を明確にしたものと解しています。 一例をあげると、証明書申請時に本人確認書類が何もない場合において、法令化されていない事象であり、その対応については市の判断を要する事象となります。 この対処方法について明記したものが「判断基準書」となります。</p>
<p>3 4月1日時点で使用する業務システムについて 住民記録システム（印鑑含む）および戸籍システム以外に活用する業務システムはありますでしょうか。</p>	<p>3 ありません。</p>

<p>4 4月1日時点で使用する業務システムについて 4月1日までに業務システムに変更はありますでしょうか。</p>	<p>4 ありません。</p>
<p>5 実施要領 10 企画提案書等について (6) 「原本1部」と「副本10部(プレゼン資料)」の内容は、「副本は提案者名を伏せる」こと以外は、同じ内容との認識で宜しいでしょうか。(提案書の記載内容のみで、プレゼンを行うとの認識で宜しいでしょうか)</p>	<p>5 貴見のとおりです。</p>

※この回答に対する質問は受付できません。